

DB年金に係る最近のトピックス

～ 平成22年10月以降の三菱UFJ年金ニュースを基に編集致しました ～

平成22年3月



三菱UFJ信託銀行

1.	<u>退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について</u>	… 2頁
2.	<u>年金確保支援法案について</u>	… 8頁
	1. 年金確保支援法案(DB関連)の概要	… 9頁
	2. 年金確保支援法案(DC関連)の概要	… 12頁
3.	<u>その他のトピックス</u>	… 15頁
	1. DB年金における財政弾力化の選択状況	… 16頁
	2. 基礎年金番号の管理義務化	… 17頁
4.	<u>平成21年10月～平成22年3月の年金ニュース</u>	… 18頁

1. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について

1. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について(日本基準)

- 企業会計基準委員会より「退職給付に関する会計基準」「適用指針」の公開草案が公表され、未認識項目の貸借対照表での即時認識等が改正される見込みとなった。
- 費用の処理方法は今回の改正では見直されず、国際会計基準の動向を踏まえ、今後検討される予定。
- 適用時期：平成24年3月期末・早期適用可
(退職給付債務計算に関する項目は、その翌期首から)

《公開草案に示された主な改正点》

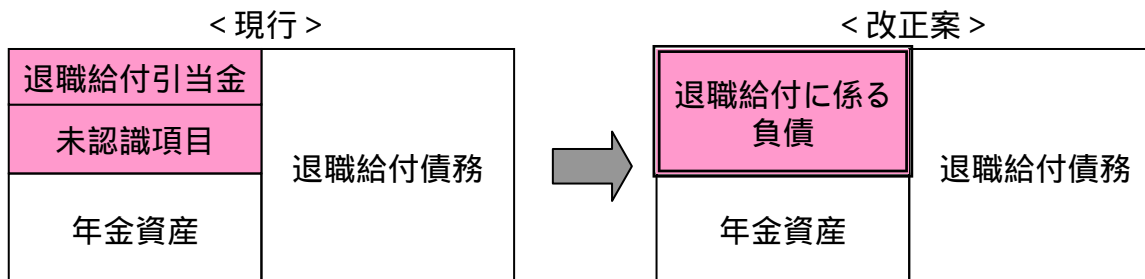
未認識項目の貸借対照表での即時認識
退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
開示項目の拡充
複数事業主制度の取扱いの見直し
長期期待運用収益率の考え方の明確化
名称等の変更

1. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について(日本基準)

未認識項目の貸借対照表での即時認識

(H24.3末適用、早期適用可)

- ✓ 退職給付債務と年金資産の差額を負債(積立超過の場合は資産)に計上。



《未認識項目の費用処理方法》

- ✓ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法は変更せず、一定年数で費用処理 (現行同様遅延認識)
- ✓ 未認識項目はその他の包括利益に含めて計上
- ✓ その後の期間に費用処理する際に、同額のその他の包括利益を減額 (いわゆるリサイクル=組替調整)

当公開草案は、「包括利益の表示に関する会計基準(案)」の取扱いを前提としています。

1. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について(日本基準)

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し

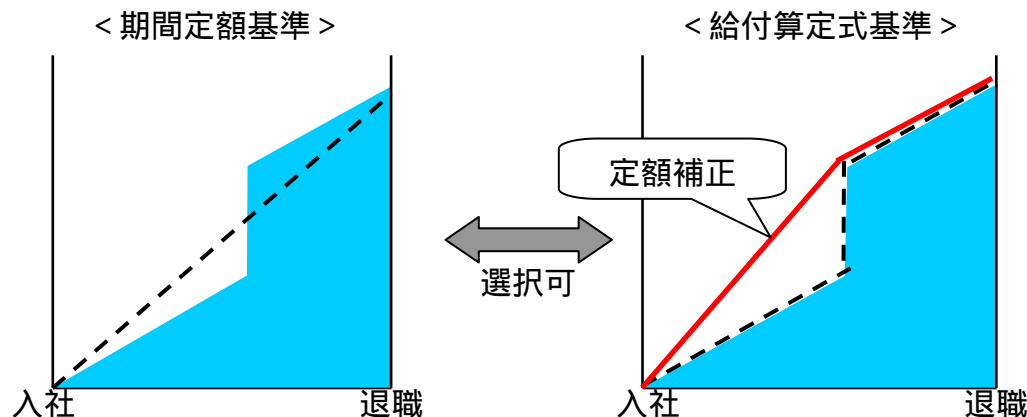
(適用の翌期初から)

✓ 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

現行 : 期間定額基準が原則

改正案: 期間定額基準と、国際会計基準の方法である給付算定式基準 の選択制

著しい後加重の場合は定額法で補正



✓ 割引率の見直し

現行 : 従業員の平均残存勤務期間等に基づく単一の割引率も可能

改正案: 見込支払日までの期間ごとに複数の割引率を設定(単一の加重平均割引率も可)

✓ 予想昇給率の見直し

現行 : 確実に見込まれる昇給のみ

改正案: 予想される昇給(=ベ・ア等)も見込む

1. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について(日本基準)

開示項目の拡充

(H24.3末適用、早期適用可)

現在の国際会計基準で採用されている項目を中心に開示項目が追加された。

< 注記に追加される項目(主なもの) >

- ・退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ・年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ・退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る資産及び負債調整額
- ・その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ・年金資産に関する事項(年金資産の内訳、長期期待運用収益率の設定方法)
- ・その他の事項(翌期に支払うと予想される年金掛金の拠出額・退職一時金の支給額の概算)

複数事業主制度の取扱いの見直し

(H24.3末適用、早期適用可)

例外処理が適用されない「複数事業主間で類似した制度を有する場合」に関する記述を削除。
現行では複数事業主間で類似した年金制度を有する場合は、年金資産を合理的に計算できる制度とみなすべきとされていたが、制度の内容を考慮して判断することとされた。

判断要件の一部が修正されたものであり、複数事業主制度の会計処理に変更無し。

1. 退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について(日本基準)

長期期待運用収益率の考え方の明確化

(H24.3末適用、早期適用可)

年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期を考慮することを明確化。
従来の考え方を改めるものではないため、会計方針の変更には該当しない。

名称等の変更

(H24.3末適用、早期適用可)

現行	改正案
退職給付引当金	退職給付に係る負債
前払年金費用	退職給付に係る資産
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

2. 年金確保支援法案 について

年金確保支援法案は国会に提出されましたが、法案の交付時期や関連省令通知の発出時期は未定です。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案

2 - 1 . 年金確保支援法案(DB関連)の概要

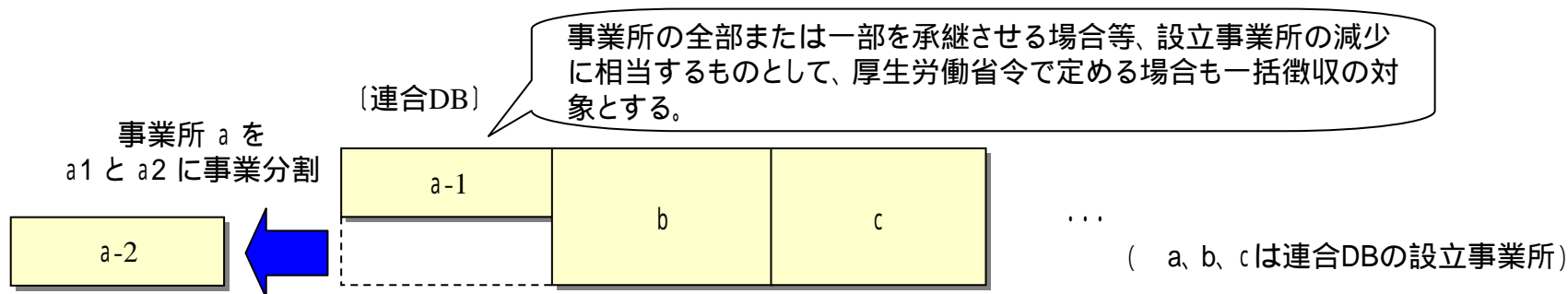
- 以下の内容が法案に盛り込まれた。 (H23.4.1施行予定)
- 事業所脱退に係る掛金の一括拠出対象の拡大
 - 住基ネットからの住所情報等の取得
 - 老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大(65歳まで)

一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大 (H23.4.1施行予定)

一括拠出が必要な「設立事業所が減少する場合」には以下の場合(いわゆる「ズル抜け」)も含むことが明示された。

- ・「分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部または一部を承継させる場合」として厚生労働省令で定める事由が生じた場合
- ・「その他設立事業所の減少に相当するもの」として厚生労働省令で定める事由が生じた場合

《ズル抜け(事業所の一部承継)のイメージ》



住基ネットからの住所情報等の取得 (H23.4.1施行予定)

連合会経由で加入員または加入員であった者に係る給付のための情報収集等が可能となる。

2 - 1 . 年金確保支援法案(DB関連)の概要

老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大

(H23.4.1施行予定)

これまで、退職時に年金支給開始が可能な年齢は「50歳以上、60歳未満の規約で定める年齢」となっていたが、この範囲が拡大され「50歳以上、規約で定める支給開始年齢未満の年齢(64歳以下)」とされる。

【現行の老齢給付金の支給要件】(法第36条第2項)

- ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき
- ・政令で定める年齢(50歳)以上60歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給(退職即時支給)することも可能

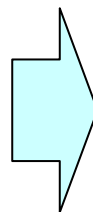


【現行の退職即時支給の取扱い】

従来の退職即時支給の規約で定める年齢は、59歳が上限であったため、以下の例のように60歳未満の者も退職即時支給の対象に含める工夫をすることで、60歳以上の退職即時支給が実現可能となっていた。

【例】

- ・支給開始年齢を65歳とする。
- ・59歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給する。



【年金確保支援法案】

- ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき
- ・政令で定める年齢(50歳)以上規約で定める支給開始年齢未満の年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給(退職即時支給)することも可能



【法改正後の退職即時支給の取扱い】

退職即時支給の上限年齢が拡大され、60歳以上の退職に限定して即時支給をすることも可能となる。

【例】

- ・支給開始年齢を65歳とする。
- ・60歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給する。

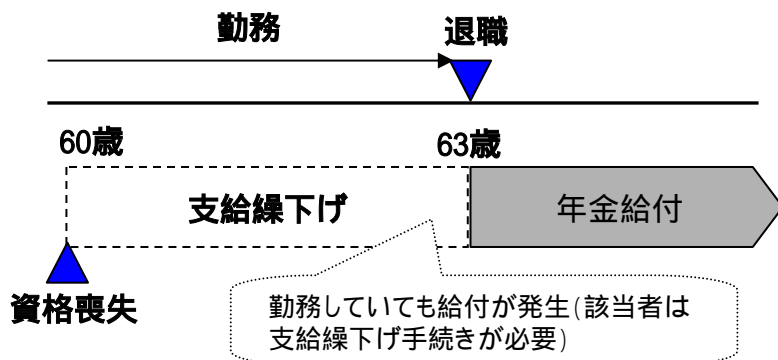
既に左記のような退職即時支給が導入されている場合にはあまり影響がない。

2 - 1 . 年金確保支援法案(DB関連)の概要

《法改正後の退職即時支給の活用例》

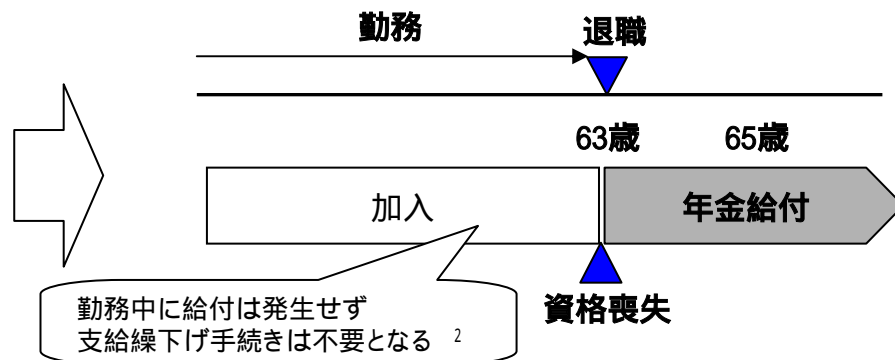
【現行(前提)】

- ・支給開始年齢は60歳
- ・退職即時支給は未導入
- ・60歳以上で勤務する者は在職支給を回避するために老齢給付金の支給繰下げにより対応



【法改正後の活用例(前提)】

- ・定年延長制度等の採用により定年を65歳とし、DB制度の支給開始年齢を65歳へ引き下げ
- ・旧定年年齢(60歳)到達以上¹で退職する社員についてのみ老齢給付金の支給開始時期を退職時としたいケース



- 1 従来は50歳以上60歳未満の年齢で規定しなければならなかった。
- 2 50歳未満で老齢給付金の受給資格年数を満たして資格喪失する場合には即時支給は使えず支給開始年齢が60歳から65歳になってしまう点に留意が必要。

2 - 2 . 年金確保支援法案(DC関連)の概要

➤ マッチング拠出、中途引出要件の緩和等が法案に盛り込まれた。

マッチング拠出〔H24.1.1施行予定〕

企業型DC掛金について拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金を上回らない範囲で加入者拠出が可能となる。

中途引出要件の緩和〔公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日〕

2年以上継続して個人型運用指図者である者(継続個人型年金運用指図者)も、一定条件のもと中途引き出しが可能となる。

一定条件(以下の全てをクリアした場合)

- ・ 障害給付金の受給者ではない
- ・ 拠出期間3年以下または個人別管理資産額50万円以下
- ・ 継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満

資格喪失年齢の引上げ〔交付日から2年6ヶ月以内で政令で定める日〕

資格喪失年齢を現行の「60歳」から「65歳」へ引上げることが可能となる。

2 - 2 . 年金確保支援法案(DC関連)の概要

投資教育の充実〔H23.4.1施行予定〕

事業主の責務として投資教育は「継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するもの」とDC法上に明示された。

住基ネットからの住所情報等の取得〔H23.4.1施行予定〕

連合会経由で加入員または加入員であった者に係る給付のための情報収集等が可能となる。

拠出限度額決定の考え方の明示〔H24.1.1施行予定〕

拠出限度額について、「厚生年金基金の非課税限度となる給付水準(代行部分の3.23倍)等を勘案して政令で定める額」とする考え方が明示された。

自動移換者に係る強制裁定の実施〔公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日〕

企業型の資格喪失後、申出をせずに自動移換された者についても給付に係る部分に限り個人型年金加入者とみなすことが明示された。(請求することなく70歳到達時の支給が可能となる。)

【ご参考】DCのデフォルトファンド設定・自動移換等に関する通知改正

年金確保支援法案に先立ち以下の改正が行われた。

- デフォルトファンドの設定に関する取扱いの明確化
- 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化
- 個人情報の取扱いの明確化

(改正対象通知:「確定拠出年金制度についての一部改正について」年発0226第4号 平成22年2月26日)

《改正の趣旨》

- ✓ 事業主、DC運営管理機関等からの制度改善要望を踏まえたもの。

《改正内容》

- ✓ デフォルトファンドの設定に関する取扱いの明確化

・運用指図のない状態を回避する方法として、デフォルトファンドを設定する場合の規約記載事項を明確化するもの。

- ✓ 事業主の資格喪失者に対する資産の移換に関する説明義務の明確化

・事業主が資格喪失者に対して説明すべき内容及び方法を具体的に示し明確化することで、自動移換となってしまうケースを少なくするもの。

- ✓ 個人情報の取扱いの明確化

・事業主および運営管理機関が加入者等の個人情報を使用する場合として認められる「業務の遂行に必要な範囲内」、「その他正当な理由がある場合」の事例を具体的に示し、明確化するもの。

3. その他のトピックス

3 - 1 . DB年金における財政弾力化の選択状況

弊社総幹事DB年金 1 財政運営弾力化措置の選択状況について集計を行なった。

- 掛金引上げ猶予の採用状況 : 4% (6²/154件)
- 下方回廊方式の採用状況 : 12% (19³/154件)

✓ 掛金対応も含めた選択状況は以下の通り。

	財政弾力化を選択したDB年金		選択しない DB年金	合計
	掛金引上げ猶予	下方回廊方式		
特別掛金引上げ	4	10	63	77
特例掛金の設定 (非継続基準対応)	-	-	6	6
償却期間の延長等 (掛金水準不変)	2	9	60	71
合計	6	19	129	154

- 1 財政検証に抵触または財政再計算に該当した弊社総幹事(平成21年3月決算先)DB年金196件のうち判明先154件の集計。
- 2 特別掛金の引上げを一部猶予した先 4件、償却期間延長でカバーできない部分の掛金引上げを猶予し掛金水準を不変とした先 2件。
- 3 特別掛金を引上げた先10件、償却期間を延長し掛金水準を不変とした先 9件。

集計値は全DB年金の選択状況とは傾向が異なる場合がある点についてご留意下さい。

3 - 2 . 基礎年金番号の管理義務化

- 基礎年金番号の管理義務化について省令改正が行われ基礎年金番号が追加される事項が追加された。(H23.4.1施行)

《基礎年金番号が追加される事項》

今回手当てされた内容	D B		企業型 D C	厚年基金
	基金型	規約型		
加入者原簿へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		今回追加	済
事業主からの届出事項へ「基礎年金番号」の追加	今回追加	不要	今回追加	今回変更
D B・企業型 D C への移換時の提出情報へ「基礎年金番号」の追加	今回追加		不要	今回追加

加入時に基礎年金番号がない方の取扱いは、番号を取得次第、速やかに原簿へ記載すればよいことが確認されました。

4. 平成21年10月～平成22年3月の年金ニュース

平成21年10月～22年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成21年10月	・死亡率改正の通知発出等【厚年】 (No.181)		()		
	・免除保険料等に係る通知改正の意見募集開始【厚年】 (No.182)	()	()		
平成21年11月	・減少事業所に係る一括拋出の取扱いについて【厚年】 (No.183)	()	()		
	・社保庁からの住所情報提供が可能に～その3～【DB、 DC】 (No.184)				
平成21年12月	・平成22年度予算編成に係る通知発出【厚年】 (No.185)	()			
	・デフォルトファンドの取扱い、自動移換への対応に係る 通知改正の意見募集開始【DC】 (No.186)	()		()	
	・DB年金における財政弾力化の選択状況【ご参考】 【DB】 (No.187)				
	・DCマッチング拋出の導入等が税制改正大綱(政府税 調)に明記【DC】 (No.188)		()		
	・平成22年の最低責任準備金のコログシ利率について (告示改正)【厚年】 (No.189)		()		
	・過去期間代行給付現価の予定利率について(政令改 正)【厚年】 (No.190)		()		

()はDB年金以外に関する事項です。

平成21年10月～22年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成22年1月	・記録突合等費用の業務経理への繰入特例延長(意見募集開始)【厚年】 (No.191)	()			
	・業務経理への繰入特例の概要に関する意見募集開始【厚年】 (No.192)	()			
	・移換現価率等の変更に関する告示発出【厚年】 (No.193)		()		
	・掛金分離等の財政運営基準等への反映(通知改正)【厚年】 (No.194)		()		
	・業務経理への繰入特例等についての確認事項【厚年】 (No.195)	()			
	・任脱規定の数理的評価にかかる規約変更は不要【厚年】 (No.196)	()	()		
	・企業年金関連法案の動向について【厚年・DB・DC】 (No.197)				
	・厚生年金特例法の未納掛金等の交付事務について(通知発出)【厚年】 (No.198)	()			

()はDB年金以外に関する事項です。

平成21年10月～22年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付・ 事務	その他
平成22年2月	・DB年金における財政弾力化の選択状況【ご参考】～全体版～ (No.199)				
	・基礎年金番号の管理義務化、業務経理への繰入特例延長(省令改正)【厚年、DB、DC】 (No.200)				
平成22年3月	・業務経理への繰入れ特例等の通知改正【厚年】 (No.201)	()			
	・DCのデフォルトファンド設定・自動移換等に関する通知改正【DC】 (No.202)	()			
	・基本プラスアルファ部分の移換現価率変更について【厚年】 (No.203)		()		
	・年金確保支援法案の国会提出【厚年、DB、DC】 (No.204)				
	・退職給付に関する会計基準・適用指針の公開草案について【厚年、DB、DC】 (No.205)				

()はDB年金以外に関する事項です。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00～17:00(土日・祝日除く))